

株 主 各 位

兵庫県尼崎市中浜町19番地

日亜鋼業株式会社

代表取締役社長 大西利典

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時20分までに到着するよう折り返しご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分に確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。
なお、接触感染リスク軽減のため、お土産の配布を取り止めさせていただきます。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年6月29日（水曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県尼崎市中浜町19番地
日亜鋼業株式会社 本社大ホール（後記会場ご案内図ご参照） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第70期 <small>{2021年4月1日から
2022年3月31日まで}</small> 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第70期 <small>{2021年4月1日から
2022年3月31日まで}</small> 計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 4. 招集にあたっての決定事項 | |
| | 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nichiasteel.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

〔2021年4月1日から
2022年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の蔓延の影響を受け深刻な不況に陥った前年度に対してプラス成長に転じたものの、回復の足取りが鈍い状況で推移しました。

線材加工製品業界においては、ボルト製品の需要が堅調に推移する一方で、普通線材製品の需要が総じて低迷しました。特殊線材製品については、主力の自動車向けの需要が前年比では増加したものの、サプライチェーン寸断等の影響により完成車メーカーの挽回生産が遅れ、計画比では減少を余儀なくされました。

また、コスト面では、鉄鋼原料市況及び非鉄・原油相場等の高騰を背景に、主副原料及びエネルギー等の価格が大幅に上昇し、これらの調達コスト増を販売価格に適切に転嫁することが収益を確保する上で不可欠となりました。

このような状況の中、当社グループは、ボルト製品及び特殊線材製品を中心とする販売数量の拡大並びに主副原料及びエネルギー等のコスト上昇を踏まえた販価への転嫁と品種・向け先構成の改善、変動費・固定費両面でのコスト低減対策等を積極的に推進しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は30,720百万円と前期に比べ2,904百万円（10.4%）の増収となりました。

利益面においては、販売数量の拡大並びに平均販価改善、コスト低減対策等に加え、製品在庫評価益が寄与し、営業利益は2,012百万円と前期に比べ522百万円（35.0%）の増益、経常利益は2,620百万円と前期に比べ698百万円（36.4%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は1,715百万円と前期に比べ381百万円（28.6%）の増益となりました。

なお、取扱製品部門別の状況は次のとおりであります。

普通線材製品部門

当部門は、普通線材を素材とした各種めっき鉄線、また、めっき鉄線を

素線とした加工製品からなり、公共土木向けのかご、落石防護網及び民間向けの各種フェンス等に使用されております。

売上高は、主副原料及びエネルギー等のコスト上昇を踏まえた販価改善の一方で、販売数量が減少したことにより、8,830百万円と前期に比べ42百万円(△0.5%)の微減となりました。

営業利益は、販価改善、製品在庫評価益及びコスト低減等の増益要因が、主副原料価格の上昇及び販売数量の減少等の減益要因を上回ったことにより、862百万円と前期に比べ18百万円(2.2%)の増益となりました。

特殊線材製品部門

当部門は、特殊線材を素材とした硬鋼線、各種めっき鋼線、鋼平線、鋼より線、ワイヤロープ等からなり、自動車向け、電力通信向け及び公共土木向け等、多岐に渡って使用されております。

売上高は、電力通信向け及び自動車向け等の販売数量の拡大並びに主副原料及びエネルギー等のコスト上昇を踏まえた販価改善により、15,281百万円と前期に比べ1,397百万円(10.1%)の増収となりました。

営業利益は、販売数量の拡大、販価改善及び製品在庫評価益等の増益要因が、主副原料価格の上昇等の減益要因を上回ったことにより、204百万円と前期に比べ175百万円(608.0%)の増益となりました。

鉸螺線材製品部門

当部門は、鉸螺線材を素材としたトルシア形高力ボルト、六角高力ボルト及びGNボルト等からなり、主として建築向けに使用されております。

売上高は、販売数量の拡大並びに主原料及びエネルギー等のコスト上昇を踏まえた販価改善により、5,820百万円と前期に比べ1,441百万円(32.9%)の増収となりました。

営業利益は、販売数量の拡大及び販価改善等の増益要因が、主原料価格の上昇等の減益要因を上回ったことにより、827百万円と前期に比べ349百万円(73.1%)の増益となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額は1,468百万円であり、その主なものは、次のとおりであります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

当 社	茨城工場 燃料転換工事 (LPG→LNG) 本社工場 伸線機制御盤 (PLC) 更新 茨城工場 めっきライン酸洗装置更新
ジェイワイテックス株式会社	より線機部分更新 燃料転換工事 (LPG→LNG)
滋賀ボルト株式会社	ボルトフォーマー オーバーホール ナットフォーマー オーバーホール

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

当 社	茨城工場 鋸螺線材表面処理設備
-----	-----------------

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルス感染症蔓延下での個人消費の低迷、ウクライナ情勢や円安進行の影響を含めた輸入資源・原材料等の価格高騰、国内外におけるサプライチェーン寸断等の複合的な要因が相俟って、本格的な回復にはなお相当程度の期間を要する見通しにあります。

線材加工製品業界においては、普通線材製品及び特殊線材製品の需要動向が依然不透明である中、鉄鋼原料市況及び非鉄・原油相場の更なる高騰により、主副原料やエネルギー等の価格が一層大幅に上昇しつつあり、事業環境が一段と厳しさを増している状況にあります。

当社グループとしては、こうした経営環境や鉄鋼市場の変化に的確に対応し、一層強靱な企業体質を構築していくために、主副原料及びエネルギー等のコスト上昇を踏まえた販価転嫁の着実な実行をはじめ、市場競争力の強化、シェアの拡大、需要の創出、高付加価値化による品種構成の改善、諸コストの低減、国内外の子会社・関連会社の経営基盤強化等を図り、収益の確保・拡大と持続的な成長に努めてまいります。

当社は、めっき・成形加工の高度な技術と商品開発力に支えられたナンバーワン・オンリーワン商品をはじめとする高付加価値の多彩な商品群を有しています。こうした差別化商品と東西製造拠点からの短納期デリバ

リーを武器に、製販技一体で需要家へのソリューション営業を展開し、既存市場での拡販と新規市場の開拓を推進してまいります。当社は、従来より養殖金網や製紙向け等の用途開拓に加え、補強土壁『ハイパープレメッシュ』の需要家との共同開発など、数々の需要開拓を推し進めてまいりました。今後とも社会のニーズを踏まえた戦略的な商品を積極的に市場に投入し、公共事業を含めた一定の需要が期待できる建設向け、リピート性の高い製造業向け、他素材の代替を含めた農業・水産業向け等を中心に拡販を展開してまいります。また、事業や業容の拡大を図っていく中で、必要に応じて資本提携等も行っております。さらに、海外の成長を取り込むべくグローバルな事業展開を行っており、中国とタイの拠点から世界各地域への輸出を推進しています。

当社は、「めっき技術で社会に貢献する」をキーワードに、耐食性の高い、環境にやさしい商品（エコプロダクト）やソリューション（エコソリューション）の提供と製造プロセス（エコプロセス）を通じて、ESGやSDGsを踏まえた持続可能な社会の実現と脱炭素に向けて積極的に貢献しています。また、管理体制面においては、業務効率化を推進するとともに、内部統制の充実及びコンプライアンスの徹底を図っています。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第67期	2019年度 第68期	2020年度 第69期	2021年度 第70期(当期)
売 上 高(百万円)	31,247	30,939	27,816	30,720
経 常 利 益(百万円)	1,522	2,033	1,921	2,620
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	979	384	1,333	1,715
1株当たり当期純利益 (円)	20.24	7.94	27.56	35.45
総 資 産(百万円)	66,464	64,529	65,238	69,225
純 資 産(百万円)	45,947	45,981	48,101	49,659

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第67期	2019年度 第68期	2020年度 第69期	2021年度 第70期(当期)
売 上 高(百万円)	17,173	17,848	15,871	17,443
経 常 利 益(百万円)	1,521	2,027	1,599	2,217
当 期 純 利 益(百万円)	542	344	1,129	1,596
1株当たり当期純利益 (円)	11.22	7.11	23.34	33.00
総 資 産(百万円)	47,686	47,186	48,545	51,641
純 資 産(百万円)	38,852	38,841	40,703	42,010

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主な事業内容
ジェイワイテックス株式会社	450	55	金属製品製造業
滋賀ボルト株式会社	200	100	金属製品製造業
太陽メッキ株式会社	50	100	金属製品加工業
烟台基威特鋼線製品有限公司	43,851 (千元)	55	金属製品製造業

③ 主要な関係会社

日本製鉄株式会社は当社の関係会社であります。当社は商社を通じ同社より原材料を購入しております。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
普通線材製品部門	鉄線、亜鉛めっき鉄線、極厚亜鉛めっき鉄線、亜鉛・アルミ合金めっき鉄線、亜鉛・アルミ・マグネシウム合金めっき鉄線、ニューサンカラーワイヤー、日垂フェンス、有刺鉄線、ルーピングワイヤー、普通線材製品加工品、硬鋼線材製品加工品
特殊線材製品部門	硬鋼線、ピアノ線、亜鉛めっき鋼線、亜鉛・アルミ合金めっき鋼線、鋼より線、鋼平線、合金めっき鉄平線、巻付グリップ、ワイヤロープ、亜鉛めっきワイヤロープ
鉸螺線材製品部門	トルシア形高力ボルト、六角高力ボルト、GNボルト

(8) 主要な営業所及び工場

- ① 当社本社 兵庫県尼崎市
- ② 当社支店 東京支店（東京都中央区）
- ③ 当社営業所 北海道営業所（北海道札幌市）、東北営業所（宮城県仙台市）、名古屋営業所（愛知県名古屋市）、新潟営業所（新潟県新潟市）、広島営業所（広島県広島市）、九州営業所（福岡県福岡市）
- ④ 当社工場 本社工場（兵庫県尼崎市）、茨城工場（茨城県北茨城市）
- ⑤ 重要な子会社の本社
ジェイ-ワイテックス株式会社 大阪府貝塚市
滋賀ボルト株式会社 滋賀県甲賀市
太陽メッキ株式会社 兵庫県尼崎市
烟台基威特鋼線製品有限公司 中華人民共和国

(9) 従業員の状況

- ① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減
男性	712名	15名増
女性	109名	5名増
合計	821名	20名増

(注) 従業員数は、当連結会社から当連結会社外への出向者を除き、当連結会社外から当連結会社への出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	287名	11名増	42歳5ヶ月	19年
女 性	37名	6名増	38歳11ヶ月	12年2ヶ月
合 計	324名	17名増	42歳1ヶ月	18年5ヶ月

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員であります。

(10) 主要な借入先

会 社 名	借 入 先	借入金残高 (百万円)
当 社	株式会社三菱UFJ銀行	1,800
	株式会社池田泉州銀行	400
	株式会社みなと銀行	350
ジェイワイテックス株式会社	株式会社三菱UFJ銀行	900
	株式会社みなと銀行	700
	株式会社南都銀行	560
	株式会社紀陽銀行	510
	株式会社池田泉州銀行	290

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 117,243,000株 |
| (2) 発行済株式総数 | 51,755,478株 |
| (3) 株主数 | 4,876名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製鉄株式会社	11,674	24.12
日亜興産株式会社	3,575	7.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,161	6.53
日亜鋼業取引先持株会	2,782	5.75
株式会社池田泉州銀行	2,040	4.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,980	4.09
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	1,860	3.84
株式会社三菱UFJ銀行	1,845	3.81
日亜鋼業従業員持株会	1,205	2.49
株式会社みなと銀行	1,008	2.08

- (注) 1. 当社は自己株式(3,359,484株)を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式(3,359,484株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	大 西 利 典	
取締役相談役	国 峰 淳	
常務取締役	沖 垣 佳 宏	管理本部及び関係会社本部管掌 管理本部長
取 締 役	寺 川 斉 貴	関係会社本部長
取 締 役	高 間 敏 夫	製造本部長兼設備部長
取 締 役	後 藤 田 英 昭	技術本部長兼品質保証部長
取 締 役	田 中 文 武	営業本部長兼加工製品販売部長
取 締 役	中 谷 吉 朗	
常 勤 監 査 役	道 盛 武 彦	
監 査 役	大 西 信 彦	公認会計士並びに税理士
監 査 役	園 田 裕 人	日本製鉄株式会社 執行役員

- (注) 1. 取締役 中谷吉朗氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 大西信彦氏及び園田裕人氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役 大西信彦氏は、公認会計士並びに税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、社外取締役である中谷吉朗氏及び社外監査役である大西信彦氏を、独立役員として届け出ております。
5. 当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害が補填されることとなります。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等に係る決定方針及び決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る新たな決定方針を2021年11月30日の取締役会で決議しました。

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみにより構成され、役員賞与などの業績連動報酬等並びに譲渡制限付株式などの非金銭報酬等の制度を採用しておりません。

取締役の基本報酬は、毎年7月より各月に支払われる金銭報酬であり、「報酬部分」と「賞与部分」によって構成され、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して、常勤・非常勤別、役位別に基準額を定め、これを前年度の会社業績等に基づき変動させ、1991年6月27日開催の第

39回定時株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、報酬額を決定しております。

上記方針を踏まえた取締役の個人別の報酬額の決定に当たっては、取締役会の決議に基づき代表取締役社長に委任致しますが、報酬決定手続きの客観性を担保する観点から、代表取締役社長及び独立社外取締役からなる「取締役人事・報酬会議」を開催し、同会議で取締役の報酬体系や決定方針等を議論・検討した結果を踏まえ、代表取締役社長が決定することとしております。代表取締役社長に委任する理由は、当社業績を踏まえ取締役の個人別の報酬額を決定するために、会社組織全体を俯瞰する立場の代表取締役が最も適しているためであります。

これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の報酬等の決定方法及び方針の概要

当社の監査役の報酬は、基本報酬のみにより構成されています。監査役の基本報酬は、毎年7月より各月に支払われる金銭報酬であり、1991年6月27日開催の第39回定時株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、監査役会において、常勤・非常勤の別、業務の分担等を勘案し、協議により決定しています。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬額は、1991年6月27日開催の第39回定時株主総会において、取締役の報酬総額を月額1,500万円以内、監査役の報酬総額を月額250万円以内とする旨それぞれ決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	160	160	—	—	10
監査役	17	17	—	—	5
上記のうち社外役員	10	10	—	—	4

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金25百万円を含んでおります。

(3) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼務先会社名	兼職の内容	関係
社外監査役	園田 裕人	日本製鉄株式会社	執行役員	当社は商社を通じ同社より原材料を購入しております。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	中谷 吉朗	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能等を果たす観点から助言を行っております。
社外監査役	大西 信彦	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての専門の見地から、決算のあり方並びに財務報告に関する適正性等について助言を行っております。
	園田 裕人	2021年6月29日就任以降に開催された取締役会の出席率は90.9%、監査役会は90.0%に出席し、会社経営に関する高い見識を活かし、当社経営全般について助言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①当社 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬	32百万円
②子会社 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬	18百万円

(注) 1. 上記①の報酬は、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別することができないため、合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非会計監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、「会計監査人の解任又は不再任」に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

5. 会社の体制及び方針に関する事項

(1) 内部統制システムの基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の適正を確保するための体制として、2015年5月1日付施行の改正会社法を踏まえ2015年4月27日開催の取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

当社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、公正かつ社会から信頼される企業の実現を目指します。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、次のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、その継続的改善に努めます。

1. 当社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受けます。
- ② 業務を執行する取締役（業務執行取締役）は、取締役会における決定事項に基づき、各々の管掌業務に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役に報告します。
- ③ 法令及び規程等を遵守し、適正に職務を行うことを、使用人に対して周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「職員就業規則」に基づき適切に対処します。
- ④ 「コンプライアンス委員会」の設置・運営を通じて、当社におけるコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、コンプライアンス体制の充実を図ります。
- ⑤ 「内部通報規程」を制定し、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス体制を強化します。
- ⑥ 監査室は、各部門に対して「内部監査規程」に基づき、法令及び社内規程の遵守状況並びに業務の効率性等の監査を実施し、その結果を「コンプライアンス委員会」に報告する体制を確立します。
- ⑦ 反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 業務執行取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理につきまして

は、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」に従い、保存場所を定め、管理を行います。

- ② 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」「文書保存処分取扱細則」により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」をはじめリスク管理にかかわる諸規程を制定します。
- ② 「コンプライアンス委員会」を設置し、横断的なリスクの状況の監視並びに全社的対応を行います。各部門所管業務に付随するリスク管理は、各本部毎に統括する本部長が責任者となり執り行うこととします。
- ③ 「安全衛生委員会」において、安全教育及び毎月2回の安全パトロール等の実施により、リスクの未然防止を図ります。
- ④ 各部門が毎月実施する「自主点検」の結果を基に、監査室が内部統制の有効性を検証します。
- ⑤ 財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」「経営会議規程」「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等を基に、適切かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築します。
- ② 経営上の重要事項については、経営会議の審議を経て、原則月1回開催される取締役会において執行決定を行います。
- ③ 取締役会において決定した経営計画に基づき、取締役会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議において月次単位で業績管理を行います。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、「日亜鋼業グループ企業理念」及び「日亜鋼業グループ社員行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行います。

また、当社及び子会社の取締役、使用人等が遵守すべきものとして、「コンプライアンス規程」を制定します。

子会社は、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図るとともに、当社は、子会社の内部統制の状況を確認し、必要に応じ改善のための支援を行います。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとします。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社における経営計画、重要な経営方針、決算等、当社の連結経営上又は子会社の経営上の重要事項について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、重要な子会社における財務報告の正確性と信頼性を確保するために、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、リスクの評価を行い、統制活動の実施状況を定期的に確認します。
- ② 当社は、子会社におけるリスク管理状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行います。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し効率的な職務執行のための助言等を行います。
- ② 当社は、子会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行います。

ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、子会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況について、子会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行います。
- ② 子会社が実施する「自主点検」の結果を基に、当社の監査室が内部統制の有効性を検証します。
- ③ 「安全衛生委員会」「コンプライアンス委員会」等を通じて、グループにおける横断的な取り組みを行い、情報の共有化を図ります。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独

立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合については、当該職務に関係する部署において、所属長は使用人を任命し、その職務の補助を行える体制を構築します。
- ② 任命を受けた使用人は、取締役から独立し監査役の指示の下で業務を行います。

7. 当社の監査役への報告に関する体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社の経営会議、コンプライアンス委員会、月次報告会、販売会議、生産・技術会議に監査役が出席し、付議又は報告事項について情報を共有します。
- ② 当社の取締役及び使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要事項についても、監査役と情報を共有します。
- ③ 子会社の取締役、監査役、使用人等は、子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は関係部門を通じて報告します。
- ④ 当社は、監査役又は監査役会に上記②又は③の報告を行った者に対し、内部通報規程等に基づき、報告をしたことを理由とする不利な取扱いを禁止します。
- ⑤ 監査室は、監査実施状況を監査役又は監査役会に報告する体制を構築します。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

9. その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための

体制

- ① 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を実施します。
- ② 監査役は、会計監査人と円滑に連携できる体制を構築します。
- ③ 監査役は、監査室と適時・適切に情報交換を行うとともに、連携して監査を行います。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当社は、内部統制システムの上記基本方針に則り経営及び業務運営を行っています。

当社は、取締役会規程に基づき原則月1回取締役会を開催し、経営方針及び経営上の重要事項等について決定を行い又は報告を受けるとともに、社外取締役による監督機能、監査役による監査機能の充実を図る体制を採ることにより、経営の公正性、透明性、効率性を確保しています。

また、任意の仕組みとして、経営会議を設置し、取締役会付議事項の事前審議のほか、経営上の重要事項等について審議・報告を行うとともに、業務執行状況の報告及び議論の場として、月次報告会、販売会議、生産・技術会議を設け、月次単位での業績管理を行っています。さらに、コンプライアンス委員会を設置し、横断的なリスクの状況の監視及び全社的対応を行うとともに、内部通報に関わる適切な体制も整備しています。これらの会議体にはすべて常勤監査役が出席しています。加えて、当社では、社長及び取締役管理本部長が、社外取締役、監査役と定期的に会合を開催し、経営全般に関わる情報交換及び認識の共有を図っています。

監査役と内部監査部門（監査室）、会計監査人との関係についても、監査役は監査室や会計監査人との間で定期的に会合を開催し情報・意見交換を行い緊密に連携する体制をとっています。監査室は、各部門の自主点検やチェックリスト等による確認結果を基に内部統制の有効性を検証するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、決算財務報告プロセス及び各部門の業務プロセス、諸規程の整備状況等を検証し、統制活動の実施状況の確認とリスク管理の評価を行い、取締役会、コンプライアンス委員会、監査役、会計監査人に報告しています。

子会社については、当社の取締役又は幹部従業員が各子会社の取締役又は監査役に就任するとともに、定期的に開催される各子会社との会議において、当社の社長、取締役、常勤監査役が出席し、当社の連結経営上又は各子会社の経営上の重要事項等について当社への報告を求めるとともに、必要な助言等を行っています。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	〔 36,842,952〕	流 動 負 債	〔 12,284,613〕
現金及び預金	12,894,916	支払手形及び買掛金	4,432,236
売掛金	5,233,579	電子記録債務	2,846,282
受取手形	1,095,832	短期借入金	750,000
電子記録債権	4,407,872	1年内返済予定の長期借入金	1,160,000
有価証券	2,451,344	未払金	874,310
製品	5,872,276	未払法人税等	783,982
仕掛品	1,259,777	賞与引当金	325,417
原材料及び貯蔵品	3,231,595	設備関係支払手形	115,150
その他	400,922	営業外電子記録債務	575,328
貸倒引当金	△ 5,164	その他	421,904
固 定 資 産	〔 32,382,339〕	固 定 負 債	〔 7,281,641〕
有形固定資産	(16,690,317)	長期借入金	3,950,000
建物及び構築物	3,798,628	繰延税金負債	853,824
機械装置及び運搬具	3,465,276	役員退職慰労引当金	228,219
土地	9,003,482	退職給付に係る負債	2,185,469
建設仮勘定	231,092	その他	64,129
その他	191,837		
無形固定資産	(60,633)	負 債 合 計	19,566,255
ソフトウェア	57,676	純 資 産 の 部	
その他	2,957	株 主 資 本	〔 44,484,742〕
投資その他の資産	(15,631,387)	資本金	(10,720,068)
投資有価証券	14,016,055	資本剰余金	(10,888,051)
長期貸付金	4,622	利益剰余金	(23,898,552)
退職給付に係る資産	291,362	自己株式	(△ 1,021,929)
繰延税金資産	9,571	その他の包括利益累計額	〔 2,099,042〕
その他	1,338,592	その他有価証券評価差額金	1,878,834
貸倒引当金	△ 28,817	為替換算調整勘定	210,400
		退職給付に係る調整累計額	9,807
		非支配株主持分	〔 3,075,251〕
資 産 合 計	69,225,291	純 資 産 合 計	49,659,036
		負 債 純 資 産 合 計	69,225,291

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
売上高		30,720,791
売上原価		24,317,044
売上総利益		6,403,746
販売費及び一般管理費		4,390,749
営業利益		2,012,997
営業外収益		
受取利息	85,536	
受取配当金	260,534	
有価証券売却益	19,331	
持分法による投資利益	53,538	
受取貸付料	30,418	
太陽光発電収入	59,375	
太陽光解約返戻金	40,977	
為替差益	55,611	
雑収入	62,823	668,146
営業外費用		
支払利息	19,247	
太陽光売電原価	26,728	
雑支出	14,987	60,963
経常利益		2,620,180
特別利益		
固定資産売却益	368	368
特別損失		
固定資産除却損	13,127	
固定資産売却損	178	
解体撤去費用	18,742	32,048
税金等調整前当期純利益		2,588,501
法人税、住民税及び事業税	827,272	
法人税等調整額	△ 36,548	790,724
当期純利益		1,797,776
非支配株主に帰属する当期純利益		82,193
親会社株主に帰属する当期純利益		1,715,583

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（ 自 2021年4月1日
至 2022年3月31日 ）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,720,068	10,888,051	22,570,140	△ 1,021,720	43,156,540
当期変動額					
剰余金の配当	－	－	△ 387,171	－	△ 387,171
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	1,715,583	－	1,715,583
自己株式の取得	－	－	－	△ 209	△ 209
自己株式の処分	－	△ 0	－	－	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当期変動額合計	－	△ 0	1,328,411	△ 209	1,328,201
当期末残高	10,720,068	10,888,051	23,898,552	△ 1,021,929	44,484,742

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,793,731	171,018	5,123	1,969,873	2,975,008	48,101,422
当期変動額						
剰余金の配当	－	－	－	－	－	△ 387,171
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	－	－	1,715,583
自己株式の取得	－	－	－	－	－	△ 209
自己株式の処分	－	－	－	－	－	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	85,102	39,381	4,684	129,168	100,243	229,412
当期変動額合計	85,102	39,381	4,684	129,168	100,243	1,557,613
当期末残高	1,878,834	210,400	9,807	2,099,042	3,075,251	49,659,036

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4 社
ジェーワイテックス株式会社、滋賀ボルト株式会社、太陽メッキ株式会社、烟台基威特鋼線製品有限公司
- (2) 非連結子会社の数 4 社
日亜企業株式会社、南海サービス株式会社、株式会社エムアールケー、烟台基威特金属製品有限公司
(連結の範囲から除いた理由)
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 1 社
TSN Wires Co., Ltd.
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 4 社
日亜企業株式会社、南海サービス株式会社、株式会社エムアールケー、烟台基威特金属製品有限公司
(持分法を適用しない理由)
持分法を適用しない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、烟台基威特鋼線製品有限公司の決算日は、12月31日であります。
連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

- ② デリバティブの評価基準及び評価方法
時価法

- ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法
製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社(グループ)は、商品又は製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(国内売上)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の出荷時点で収益を認識しております。

(輸出売上)

商品又は製品の引渡時点で顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

また、一部の連結子会社は、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）によっております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、当期純利益は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

2. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から

適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

3. 追加情報

(退職給付制度の改訂)

当社は、当連結会計年度に60歳から65歳への定年延長に伴う確定給付企業年金制度及び退職一時金制度の変更を行っております。この制度変更に伴い、退職給付債務が66百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

過去勤務費用については、当連結会計年度において発生額を一括処理しております。

4. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 39,271,851千円
2. 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入等に対して、債務保証を行っております。

TSN Wires Co., Ltd.	782,304千円 (209,209千THB) (101千USD)
---------------------	---

3. 契約負債については、流動負債「その他」に計上しております。契約負債の金額は、「8. 収益認識に関する注記（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 1. 契約負債の期首残高及び期末残高」に記載しております。

5. 連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
普通株式 51,755,478株
2. 剰余金の配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	193,587千円	4円	2021年 3月31日	2021年 6月30日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	193,584千円	4円	2021年 9月30日	2021年 12月3日
計		387,171千円			

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 開催予定の定時株主総会	普通株式	利益剰余金	290,375千円	6円	2022年 3月31日	2022年 6月30日

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については有価証券運用規程の範囲で運用し、リスクを避ける為に投機的な運用は回避しており、分散投資により安全性を保持しております。また、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金、電子記録債権に係る取引先の信用リスクは、基本的には契約時に総合商社を起用しリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券については適時に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません。また、現金及び預金、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時 価 (*)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	13,779,452	13,779,452	—
(2) 長期借入金	(5,110,000)	(5,113,172)	(3,172)

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1)

市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額2,475,798千円)は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(注2)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という)第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は212,149千円となります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活かな市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券				
株式	5,884,398	—	—	5,884,398
債券	—	7,895,054	—	7,895,054

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	—	5,113,172	5,113,172

有価証券及び投資有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に株式がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に債券がこれに含まれます。投資信託は、時価算定適用指針第26項に従い経過措置を適用し、レベルを付しておりません。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元金利の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

用途・分野	報告セグメント					その他(注)	合計
	普通線材製品	特殊線材製品	鉄線線材製品	不動産賃貸	計		
自動車	196,049	5,181,139	—	—	5,377,189	—	5,377,189
自動車以外の製造業	593,035	830,401	—	—	1,423,436	—	1,423,436
電力通信	219,332	4,883,356	—	—	5,102,689	—	5,102,689
建築	26,683	—	5,553,046	—	5,579,729	—	5,579,729
土木	2,877,638	399,929	159,094	—	3,436,662	—	3,436,662
フェンス	4,051,257	—	—	—	4,051,257	—	4,051,257
鋼索	—	3,267,863	—	—	3,267,863	—	3,267,863
農業・水産業	771,815	305,616	—	—	1,077,432	—	1,077,432
その他	94,668	412,975	108,511	—	616,155	622,741	1,238,896
顧客との契約から生じる収益	8,830,481	15,281,281	5,820,652	—	29,932,415	622,741	30,555,157
その他の収益	—	—	—	165,634	165,634	—	165,634
外部顧客への売上高	8,830,481	15,281,281	5,820,652	165,634	30,098,050	622,741	30,720,791

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、めっき受託加工等を含んでいる。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1. 契約負債の期首残高及び期末残高

(単位：千円)

	当連結会計年度 (期首) (2021年4月1日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
前受金	10,644	23,450

(注) 当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は10,644千円であります。

2. 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した収益の認識が見込まれる期間は一年以内であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 962円55銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 35円45銭 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	〔 25,977,325〕	流動負債	〔 6,045,839〕
現金及び預金	10,951,392	支払手形	15,278
受取手形	433,419	電子記録債務	2,347,656
電子記録債権	3,181,680	買掛金	1,249,777
売掛金	2,669,480	1年内返済予定の長期借入金	580,000
有価証券	2,451,344	未払金	456,460
製品	3,773,994	未払費用	148,209
仕掛品	364,661	未払法人税等	641,070
原材料及び貯蔵品	1,546,654	前受金	16,572
前払費用	23,658	預り金	15,136
短期貸付金	103,040	賞与引当金	183,324
未収入金	5,699	営業外電子記録債務	392,353
未収消費税等	115,855		
立替金	356,368		
その他	4,483		
貸倒引当金	△ 4,407		
固定資産	〔 25,664,234〕	固定負債	〔 3,585,708〕
有形固定資産	(7,672,989)	長期借入金	2,120,000
建物	2,440,262	繰延税金負債	341,184
構築物	154,300	退職給付引当金	921,910
機械装置	1,370,277	役員退職慰労引当金	142,367
車両運搬具	4,496	その他	60,246
工具器具備品	106,819		
土地	3,449,386	負債合計	9,631,547
建設仮勘定	147,446		
無形固定資産	(22,469)	純資産の部	
ソフトウェア	22,469	株主資本	〔 40,150,581〕
投資その他の資産	(17,968,776)	資本金	(10,720,068)
投資有価証券	12,385,201	資本剰余金	(10,888,051)
関係会社株式	2,774,579	資本準備金	10,888,032
長期貸付金	1,372,269	その他資本剰余金	18
長期前払費用	6,342	利益剰余金	(19,564,392)
退職積立保険料	1,105,802	利益準備金	655,131
その他	352,781	その他利益剰余金	(18,909,260)
貸倒引当金	△ 28,200	別途積立金	12,159,226
		繰越利益剰余金	6,750,033
		自己株式	(△ 1,021,929)
		評価・換算差額等	〔 1,859,430〕
		その他有価証券評価差額金	1,859,430
資産合計	51,641,559	純資産合計	42,010,012
		負債純資産合計	51,641,559

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2021年4月1日 〕
〔 至 2022年3月31日 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,443,508
売 上 原 価		13,305,598
売 上 総 利 益		4,137,910
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,359,596
営 業 外 利 益		1,778,313
受 取 利 息 及 び 配 当 金	343,711	
有 価 証 券 売 却 益	19,331	
保 険 解 約 返 戻 金	40,977	
雑 収 入	42,292	446,313
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 出	5,888	
支 払 利 息 出	1,261	7,149
経 常 利 益		2,217,477
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	361	
投 資 損 失 引 当 金 戻 入 額	75,805	76,166
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	178	
固 定 資 産 除 却 損	6,321	
解 体 撤 去 費 用	17,562	24,061
税 引 前 当 期 純 利 益		2,269,582
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	694,607	
法 人 税 等 調 整 額	△ 21,902	672,705
当 期 純 利 益		1,596,877

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 自 2021年4月1日 〕
〔 至 2022年3月31日 〕

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	10,720,068	10,888,032	18	10,888,051
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	△ 0	△ 0
当期末残高	10,720,068	10,888,032	18	10,888,051

	株主資本					自己株式	株主資本合計
	利益剰余金						
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
別途積立金		繰越利益剰余金					
当期首残高	655,131	12,159,226	5,540,328	18,354,686	△ 1,021,720	38,941,085	
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△ 387,171	△ 387,171	—	△ 387,171	
当期純利益	—	—	1,596,877	1,596,877	—	1,596,877	
自己株式の取得	—	—	—	—	△ 209	△ 209	
自己株式の処分	—	—	—	—	—	△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	—	1,209,705	1,209,705	△ 209	1,209,495	
当期末残高	655,131	12,159,226	6,750,033	19,564,392	△ 1,021,929	40,150,581	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,762,753	1,762,753	40,703,839
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△ 387,171
当期純利益	—	—	1,596,877
自己株式の取得	—	—	△ 209
自己株式の処分	—	—	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	96,676	96,676	96,676
当期変動額合計	96,676	96,676	1,306,172
当期末残高	1,859,430	1,859,430	42,010,012

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は

移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 製品、原材料、仕掛品

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績

率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生年度において一括処理することとしております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、商品又は製品の販売を行っており、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。収益を認識する時点は以下のとおりであります。

(国内売上)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の出荷時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更による影響は軽微であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 追加情報

(退職給付制度の改訂)

当社は、当事業年度に60歳から65歳への定年延長に伴う確定給付企業年金制度及び退職一時金制度の変更を行っております。この制度変更に伴い、退職給付債務が66百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しております。

過去勤務費用については、当事業年度において発生額を一括処理しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 17,459,257千円 |
| 2. 保証債務 | |

下記の会社の金融機関からの借入等に対して、債務保証を行っております。

ジェイワイテックス株式会社	700,000千円
---------------	-----------

TSN Wires Co., Ltd.	782,304千円
---------------------	-----------

	(209,209千THB)
--	---------------

	(101千USD)
--	-----------

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	500,297千円
長期金銭債権	1,389,909千円
短期金銭債務	374,816千円

5. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	134,269千円
仕入高	2,849,046千円
その他の営業取引高	37,618千円
営業取引以外の取引による取引高	
その他	19,454千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	3,359,484株
------	------------

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	56,060千円
未払事業税	47,658千円
製品（横持費用）	2,728千円
退職給付引当金	281,920千円
役員退職慰労引当金	43,535千円
貸倒引当金繰入限度超過額	9,954千円
投資有価証券	39,057千円
関係会社株式	185,448千円
棚卸資産評価損	17,445千円
減損損失	61,091千円
その他	21,200千円
繰延税金資産小計	766,102千円
評価性引当額	△ 222,888千円
繰延税金資産合計	543,214千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△ 811,520千円
前払年金費用	△ 72,878千円
繰延税金負債合計	△ 884,398千円
繰延税金資産（負債）の純額	△ 341,184千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業上 の関係				
子会社	ジェイ ワイテ ックス 株式会 社	大阪府 貝塚市	450,000	金属製品 製造業	所有 直接 55%	兼任 1人	債務保証 及び資金 の貸付	債務保証 (注)1	700,000	—	—
								資金の貸付 (注)2	100,000		
								資金の回収 (注)2	140,000		
子会社	滋賀ボ ルト株 式会社	滋賀県 甲賀市	200,000	金属製品 製造業	所有 直接 100%	—	当社製品 の生産	鋸螺製品 の購入 (注)3	2,574,272	買掛金	294,767
関連会社	TSN Wires Co., Ltd.	タイ国 バンコク	700,000 千THB	金属製品 製造業	所有 直接 40%	兼任 1人	債務保証	債務保証 (注)1	782,304 (209,209千 THB) (101千USD)	—	—

取引条件及び取引条件の決定方法等

(注) 1. 金融機関からの借入等に対して、債務保証を行っております。

2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

3. 滋賀ボルト株式会社から提示された総原価を検討の上、決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 868円05銭
- 1株当たり当期純利益 33円00銭

独立監査人の監査報告書

2022年 5月11日

日亜鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 智 則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日亜鋼業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日亜鋼業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計

算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

日亜鋼業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅井 愁 星

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 智 則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日亜鋼業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄 本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

日垂鋼業株式会社 監査役会

常勤監査役	道 盛 武 彦 ㊟
社外監査役	大 西 信 彦 ㊟
社外監査役	園 田 裕 人 ㊟

以 上

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、各期の業績、配当性向及び株主資本の状況等を総合的に勘案しながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第70期の期末配当につきましては、前期比増益の当期業績及び配当性向等を踏まえ、普通配当を前期より2円増配の6円とし、中間配当4円と合わせ、通期で10円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額 290,375,964円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされますので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新設〉</p>	<p>(<u>電子提供措置等</u>) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部については、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条の2</u> (現行どおり)</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>(附則) 1. 定款第15条（<u>電子提供措置等</u>）の新設および第15条の2（<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>）の条数の変更は、2022年9月1日より効力を生ずるものとする。 2. 定款第15条の2（<u>株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供</u>）および本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または2022年9月1日から6か月以内に開催する株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</p>

第3号議案 取締役1名選任の件

コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
【新任】 【社外役員】 【独立役員】 いしはら 石原美保 (1969年2月17日生)	1996年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社	一株
	2002年1月 公認会計士登録	
	2006年1月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)退社	
	2006年2月 (株)プロティビティ・ジャパン(現プロティビティ合同会社)入社	
	2009年3月 同社退社	
	2009年4月 EYアドバイザリー(株)(現EYストラテジー・アンド・コンサルティング(株))入社	
	2010年4月 同社退社	
	2010年5月 石原公認会計士事務所(現石原公認会計士・税理士事務所) 代表(現在)	
	2010年5月 ひびき監査法人 入社	
	2010年12月 税理士 登録	
2014年7月 ひびき監査法人 社員		
2019年6月 (株)淀川製鋼所 監査役(現在)		
2019年7月 ひびき監査法人 代表社員(現在)		

- (注) 1. 石原美保氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 石原美保氏は、社外取締役候補者であります。
3. 石原美保氏は、公認会計士並びに税理士としての豊富な経験に加え、内部統制及びリスクマネジメントに関するコンサルティング業務に従事されていた経験を有しております。同氏が当社取締役会の意思決定の適正性に対するチェック機能や取締役の業務執行に対する監督機能を適切に果たし、当社のコーポレートガバナンスを更に強化していただけるものと判断し、今般社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 石原美保氏が取締役を選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害を補填することとしております。石原美保氏の選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中に当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。
6. 当社は、株式会社東京証券取引所に対し、石原美保氏を独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を独立役員とする予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2021年6月29日開催の第69回定時株主総会において選任された補欠監査役 北島昭二氏の選任の効力が失効しますので、改めて法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
<p>【社外役員】</p> <p>きた ぼたけ しょう じ 北 島 昭 二</p> <p>(1947年2月14日生)</p>	<p>1969年4月 大阪国税局入局 1995年7月 同局課税第一部国税訟務官 1999年7月 同局調査第二部統括国税調査官 2002年7月 長田税務署長 2003年7月 大阪国税局調査第一部調査審理課長 2004年7月 明石税務署長 2006年7月 大阪国税局退官 2006年8月 税理士登録 2006年8月 北島税理士事務所開設(現在) 2007年7月 当社顧問税理士(現在)</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 北島昭二氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 北島昭二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、北島昭二氏が代表を務める北島税理士事務所との間で、顧問税理士契約を締結しておりますが、当事業年度におけるその取引高は連結販売費及び一般管理費の0.02%程度であり、株主と利益相反を生じるおそれのない範囲の額であります。社外監査役としての独立性やガバナンス体制に何ら影響を及ぼすものではないと判断しております。
4. 北島昭二氏は、企業経営に関与された経験はありませんが、長年国税局の要職を歴任し、また、税理士としての専門的な知識及び実務経験を有しています。監査役に就任された場合、そうした豊富な知見を当社の監査業務に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 北島昭二氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者が負担することになる会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等の損害を補填することとしております。北島昭二氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となり、また、当社は任期途中で当該保険契約を同じ内容で更新する予定であります。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される国峰淳氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、具体的金額、贈呈の時期、方法等については取締役会の決議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
くに 峰 淳 くに みね じゅん	2014年6月 当社代表取締役社長 2021年4月 当社取締役相談役（現在）

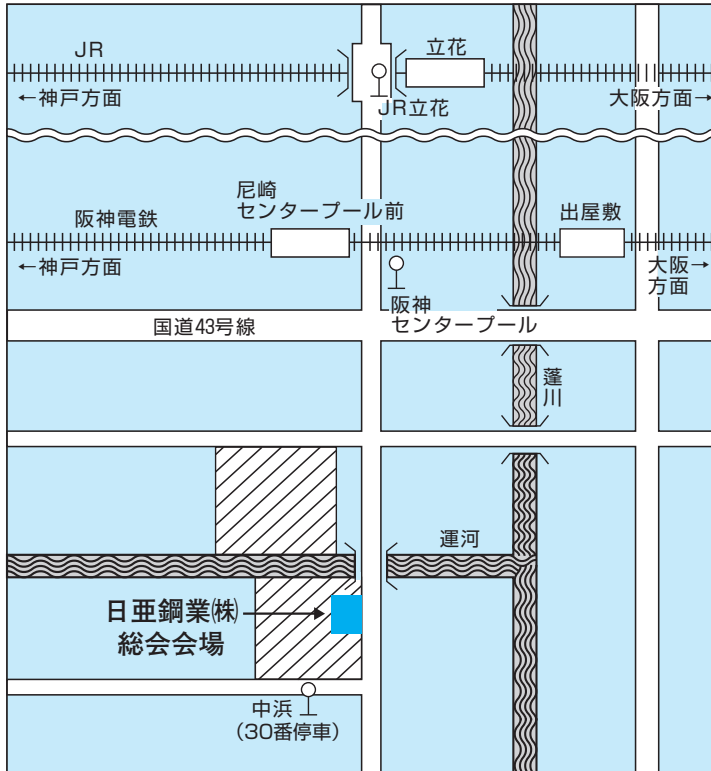
以上

MEMO

MEMO

MEMO

会場ご案内図



- ※阪神電鉄尼崎センタープール前駅下車
 - 阪神センタープールバス停より阪神バス30番（中浜方面行き）中浜バス停下車すぐ
 - 徒歩約15分
- ※JR立花駅下車（陸橋へ出て南行き方面）
 - JR立花バス停より阪神バス30番（中浜方面行き）中浜バス停下車すぐ